

長崎県主要農作物種子条例をここに公布する。

長崎県主要農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆(以下「主要農作物」という。)の種子の生産及び普及に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の種子の安定的な生産及び品質の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 主要農作物の種子の生産及び普及は、食料安全保障の観点から優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な生産及び普及が本県の農業の持続的な発展及び消費者への安全で安心できる良質な主要農作物の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に、行われなければならない。

2 主要農作物の種子の生産及び普及は、県、種子生産者その他関係者が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種(以下「奨励品種」という。)について、当該品種の優良な種子の低廉かつ安定的な生産及び普及に関する施策を計画的に推進するとともに、当該施策に必要な体制の整備を図るものとする。

(奨励品種の決定)

第4条 知事は、奨励品種について、必要な調査を実施したうえで決定するものとする。

(種子計画の策定)

第5条 知事は、毎年度、奨励品種の種子の安定的な生産に関する計画(以下「種子計画」という。)を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 奨励品種の種子の種類別の需給の見通し及び生産に関する事項

(2) 奨励品種の原種(奨励品種の種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。)及び原原種(当該原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。)(以下「原種等」という。)の生産に関する事項

(3) その他奨励品種の種子の安定的な供給に関する事項

(原種等の生産)

第6条 知事は、種子計画に基づき、奨励品種の優良な種子の生産に必要な原種等の生産を行うものとする。

2 知事は、県以外の者が経営するほ場において、原種等の生産が適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 次条第2項の規定は前項の規定による指定について、第8条及び第9条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

(指定種子生産ほ場の指定)

第7条 知事は、譲渡の目的をもって又は委託を受けて奨励品種の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(審査)

第8条 指定種子生産ほ場を経営する者(以下「指定種子生産者」という。)は、次に掲げるほ場審査及び生産物審査(以下「審査」という。)を受けなければならない。

(1) ほ場審査(指定種子生産ほ場において、栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について知事が行う審査をいう。)

(2) 生産物審査(ほ場審査に合格した指定種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)

2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の請求があった場合は、知事が任命する者(以下「審査員」という。)に審査をさせるものとし、審査員は、審査の結果について、指定種子生産者に対して審査証明書を交付するものとする。

4 審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

5 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法、第2項の請求の方法並びに第3項の審査証明書の交付の方法は、別に定める。

(指導、助言及び勧告等)

第9条 知事は、指定種子生産者に対し、奨励品種の優良な種子の安定的な生産のために必要な指導、助言及び勧告を行い、その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、主要農作物の種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に県が県内における生産を普及すべき主要農作物の優良な品種として決定している品種については、第4条の規定により決定された奨励品種とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県が策定している前項の品種の種子の生産に関する計画は、第5条の規定により策定された種子計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条から第8条までの規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。